

個人情報保護委員会（第300回）議事概要

- 1 日 時：令和6年9月11日（水）13：00～
- 2 場 所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：小川委員長代理、大島委員、浅井委員、清水委員、
梶田委員、高村委員、小笠原委員、
佐脇事務局長、西中事務局次長、小川審議官、大槻審議官、
佐々木総務課長、吉屋参事官、香月参事官、山口参事官、
片岡参事官、澤田参事官

4 議事の概要

- (1) 議題1：国土交通大臣（国家資格等の登録等に関する事務（海技資格、小型船舶操縦資格））の全項目評価書（新規実施）の概要説明について
個人情報保護委員会議事運営規程第9条の規定に基づき、国土交通省後藤海技課長及び木村専門官が会議に出席した。

後藤課長から、資料に基づき説明があった。

小笠原委員から「職員への教育・研修について伺います。本事務においては、複数の出先機関においても、新たに設置される端末により、本人確認情報の照会を行うとのことである。

この点、当該端末では、国家資格を保有する者以外の特定個人情報についても閲覧が可能となることから、本事務以外の目的で特定個人情報が閲覧されることのないようにしなければならない。

さらに、オンライン申請の受付開始に伴い、事務フローの新設や変更が見込まれることから、人手を介在させる作業において人為的ミスが発生する可能性があるため、事務が開始される前に職員へ十分な教育・研修を行う必要がある。

これに関し、職員による特定個人情報の不適切な取扱いや事務処理誤りが生じないように、職員への教育・研修について、どのような頻度・内容で実施するのか教えていただきたい」旨の発言があった。

これに対し、後藤課長から「事務従事者に対しては国家資格等情報連携・活用システムの使用開始前までに研修を行うこととしており、その中で特定個人情報の取扱いに関する教育を行うことを予定している。また、運用開始後においても継続して教育・研修を行うとともに、人事異動等で新たに事務を担当する職員についても、事務に携わる前に研修を行うこととしている。現在具体的な内容等を検討しているところであり、御指摘いただいた点も含め、しっかりと対応していきたい」旨の回答があった。

大島委員から「国土交通省関係の保護評価書の承認は今回が初めてであり、改めて、省内における情報セキュリティに関わるインシデントへの対処方針について、伺います。

あってはならないことであるが、仮に情報セキュリティに関わるインシデントが発生した場合、迅速に組織内で情報を共有し、被害拡大防止策を講ずる必要がある。

この点、この事務においては、どのような流れで情報セキュリティに関わるインシデントを覚知し、その後、どのように組織内で情報共有がされ、また、事態への対処がされることとなっているのか、具体的に教えていただきたい。

その際には、原課のみで対応するのではなく、国土交通省全体の個人情報保護を所管する大臣官房の担当部署などがどのように関わるのか教えていただきたい」旨の発言があった。

これに対し、後藤課長から「国土交通省においては特定個人情報の漏えい等のインシデント事案が発生した場合の対応について内規・体制を整備しており、それに従って対応することとなる。事案に対する原課での対応と並行して、省内の個人情報保護担当部局への報告や、重大な事案については大臣への報告を行う体制をとっている」旨の回答があった。

梶田委員から「職員の監督について伺います。本事務で取り扱う資格保有者数は、二つの資格の合計で 400 万人を超えており、多くの特定個人情報を扱うこととなる。

職員による興味本位での特定個人情報の閲覧といった不適切な取扱いが発生すれば、多くの国民の不安につながるものであり、特定個人情報の適正な取扱いのために整備されたルールや手順を逸脱した行為について、早期に検知・対応するための仕組みを、あらかじめ検討する必要があると考える。

この点、興味本位の閲覧といった不適切な行為がないか、ログ監視や内部監査といった対応を行うとのことであるが、こういった頻度で、どのような監視や監査を行うのかを教えていただきたい。

加えて、省内の個人情報保護部門や監査部門との連携も重要と考えるが、その点どのように対応していくのか教えていただきたい」旨の発言があった。

これに対し、後藤課長から「システムの操作ログやアクセス状況については定期的に確認・分析することにより不正事案の発生を調査することとしている。具体的な頻度・内容については現在省内で検討を進めているところであり、指摘いただいた点も踏まえ、検討したい」旨の回答があった。

清水委員から「国家資格等情報連携・活用システムに関する責任分界点について伺いたい。国家資格等情報連携・活用システムを設計するクラウドサービスの調達と、その運用はデジタル庁で行うが、実際にシステムを利用することになるのは、国土交通省をはじめとした各資格管理者であ

る。

事務従事者の不正やアカウント管理の不備等に起因して情報漏えいが発生した場合、国土交通省のシステムの脆弱性が原因となったものについてはデジタル庁の責任になると、以前に同システムを利用する厚生労働省の評価書を審査した際に伺っているが、その点については本事務についても同様と考えてよいか、教えていただきたい」旨の発言があった。

これに対し、後藤課長から「御認識のとおりであり、システム利用部分に起因する漏えい等については国土交通省の責任になると認識している」旨の回答があった。

また、清水委員から「国家資格等情報連携・活用システムの運用保守について、国土交通省・デジタル庁・委託先事業者の三者間で契約を結ぶこととなるが、委託元である国土交通省・デジタル庁が委託先事業者の作業を重複なく、かつ漏れがないよう監督する必要があると考える。どのように委託先を監督していくのか、教えていただきたい。また、再委託先の管理についても十分に実施いただきたい」旨の発言があった。

これに対し、木村専門官から「現在デジタル庁及び委託先事業者との調整を進めているところであり、既に運用が開始している他省庁の状況も踏まえた上で、委託先及び再委託先の監督について、具体的内容を検討する予定である」旨の回答があった。

清水委員から「評価書に過去の保有個人情報に関する重大事故一覧を添付いただいているが、委託先に起因する重大事故もあった。委託先及び再委託先に関する監督については現在検討中かと思うが、しっかりと対応いただきたい。委託先については評価書に記載いただいているが、実際の業務について再委託先が担うことになるのではないか。この点、監督を十分にしていきたい」旨の発言があった。

これに対し、木村専門官から「調整中であるが、委託先及び再委託先の監督について、国家資格等情報連携・活用システムとの連携を開始するまでに詳細を検討したいと考えている」旨の回答があった。

質疑応答の後、後藤課長及び木村専門官が退席した。

続いて事務局から説明を行い、今回の国土交通省の説明内容を踏まえ、審査の手続を進めることとなった。

(2) 議題2：株式会社 NTT マーケティングアクト ProCX 等における不正持ち出し事案に対する個人情報の保護に関する法律に基づく行政上の対応について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

清水委員から「オプトアウト届出事業者2社への対応について意見を申し上げる。現行法の枠組みでは、ベストな対応であると理解している。しか

しながら、今回の権限行使からは、課題もうかがわれる。悪質な事業者に対して、刑事告発を行おうとしている一方で、権限行使としては、勧告・命令ではなく、指導・報告の求めにとどまらざるを得ないことは極めてアンバランスに感じる。つまり、第三者提供を受ける際の確認義務違反であるとか、違法な第三者提供がなされた場合であっても、悪質な事業者は問題となりそうな時点で、違法に取得した社内の個人情報削除さえすれば、勧告・命令を逃れられることになり、遵法意識の低い事業者には効果的ではないように感じる。そこで、3点意見がある。1点目は、今後は、このような場合であっても社内体制の不備の是正を求める勧告・命令であるとか、あるいは今後検討を進める課徴金等も含めた、より実効的な権限行使ができないか検討する必要がある。2点目は、ネクストステージのように、違法な第三者提供を行ったと認定されたオプトアウト届出事業者には、当該データについての一定の措置を命ずる、例えば、データの取戻しや、削除義務を課すといったことも考えられるのではないか。3点目は、現在ではオプトアウト届出事業者は、届出さえすれば事業を行うことができるが、違反行為のあった事業者には一定期間、届出の効力を認めないという措置も検討するべきではないか」という旨の発言があった。

原案のとおり、決定することとなった。

なお、本議題については、事案の社会的な影響を勘案し、配布の公表資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分を公表し、それ以外の資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分については非公表とすることとなった。

以上